

内閣参質一八一第五七号

平成二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員秋野公造君提出子どもたちの健康を長期的に見守るための福島県民健康管理調査の一環で行われている甲状腺超音波検査を長期的に質の高いものとして維持するための取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出子どもたちの健康を長期的に見守るための福島県民健康管理調査の一環で行われている甲状腺超音波検査を長期的に質の高いものとして維持するための取組に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の甲状腺超音波検査については、福島県において、平成二十三年三月十一日時点で十八歳以下の同県民であつた者について、平成二十六年四月から実施する本格検査に先立ち、同年三月末までに先行検査を行えるよう計画的に進めているところであるが、当該検査は、甲状腺専門医等が解像度の高い検査機器を用いて行い、その結果は、複数の甲状腺専門医等が評価を行うものと承知しており、政府としては、適切な検査体制の下で検査を行つているものと考えている。

二について

政府としては、御指摘を踏まえ、現在、福島県による甲状腺超音波検査に協力いただいている同県外の医療機関に対して継続的な協力を依頼することを含め、当該検査に係る支援策について、引き続き、検討を行い、当該検査の円滑な実施について適切に支援してまいりたい。

